

2015年9月19日

障害者差別解消法に基づく対応指針に関する意見の提出について

障害者差別解消法では、事業を所管する主務大臣は、当該事業分野の事業者が適切に対応するための必要な指針（対応指針）を策定することとされています。

関係省庁から、指針の策定に伴うパブリックコメントの募集がありましたので、以下のとおり提出いたしました。

○「福祉事業者向けガイドライン」

・P37 で知的障害のある方への「主な対応」として、「ゆっくり話す」や「ルビを振る」などが記載されている。これらも重要であるが、知的障害のある方が自らの意見を言える環境を整えることが重要ではないか。

例えば、正式な会議の場などでは、緊張等のため、職員の望むであろう答えをしがちなので場面設定を配慮するとか、職員の態度や言葉遣いが障害者に対する圧力にならないように十分に配慮するなどが必要である。さらに、障害者本人が希望する場合には、外部の支援者を同席させるなどの配慮も必要である。

また、障害者本人の意思を確認する場合には、選択肢を示して意思表示をしやすくするとともに、その選択肢以外の意見や拒否の意思も言えるように配慮することが必要である。

選択肢についても、その内容が十分に理解できるための体験ができるように支援をすることが必要である。

○「衛生事業者向けガイドライン」

（飲食店、喫茶店、理美容業、映画館・劇場、旅館、公衆浴場など）

・「福祉事業者向けガイドライン」を修正して作成していると思われ、衛生事業者向けではない部分が多い。

例えば、「障害特性に応じた具体的対応例」で、保育所や障害者福祉施設等、老人ホームなどの事例がそのまま採録されている。この部分は衛生事業者が見ても理解できない事例が多いので衛生事業者向けの例に修正が必要である。

（飲食店の事例などを幾つか追加してはいるが、飲食店、理美容業、映画館・劇場、旅館、公衆浴場など、障害者が利用する場合にトラブルの生じる可能性があるので、実態に即した対応例を更に追加した方が事業者の理解が促進されると思われる。）

・知的障害者や発達障害者と接する機会の多い福祉事業者には理解できる文章も、そのような機会の少ない衛生事業者には理解が難しいのではないかと。福祉事業者向けの文をそのまま使うのではなく、より丁寧な説明が必要である。

・衛生事業者の場合、他の客からの苦情により不当な差別的取扱いに至ってしまうケースや、他の客の差別的な言辞等を放置することによって障害者が不利益を被るケースが想定される。そのような場合に、事業者から他の客に対し差別の解消について理解を深めるよう働き掛けるなどの文言を追加してはどうか。

○法務省（更生保護事業）分野における対応指針

・更生保護施設などでの支援内容を考えると、「福祉事業者向けガイドライン」程度の内容が必要だと思われる。

「福祉事業者向けガイドライン」を参考にするようにという趣旨の文を加えてはどうか。